

## 栃木県がん対策推進協議会運営要領（案）

（趣旨）

**第 1 条** この要領は、栃木県がん対策推進協議会規則（平成 30 年栃木県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 7 条の規定に基づき、栃木県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

**第 2 条** 規則第 4 条第 1 項の規定により、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、協議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
がん検診部会	がん検診の受診率及び質の向上に係る事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べること。
がん登録部会	1 がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）の規定に基づき同法第 18 条第 2 項に規定する審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事務を処理すること。 2 1 に規定するもののほか、がんの罹患、診療、転帰等に関する情報に係る事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べること。

2 会長が必要と認めるときは、前項の表の左欄に掲げる部会以外の部会を臨時に設置することができる。

（部会の専決事項等）

**第 3 条** 前条第 1 項の表の左欄に掲げる部会が、規則第 4 条第 6 項の規定により部会の議決をもって協議会の議決とすることができる事項は、当該部会の所掌事務に係るものとする。

2 前項の規定により、前条第 1 項の表の左欄に掲げる部会が当該部会の所掌事務に係る議決をしたときは、部会長は、その旨を速やかに会長に報告するとともに、直近に開催される協議会に報告するものとする。

（会議の公開）

**第 4 条** 協議会及び部会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長又は部会長が協議会又は部会に諮って、これを公開しないことができる。

(1) 「栃木県情報公開条例」（平成 11 年栃木県条例第 32 号）第 7 条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

3 会長又は部会長は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(関係者からの意見の聴取等)

**第5条** 会長又は部会長は、必要と認めるときは、協議会又は部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(雑則)

**第6条** この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この要領は、平成30年6月 日から実施する。